

1 アカウントガス需給約款

2026 年 10 月 1 日実施

GM0 One Accont 株式会社

Powered by

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

1 アカウトガス需給約款

目 次

I 総則

- 1 適用
- 2 ガス需給約款および料金表の変更
- 3 定 義
- 4 単位および端数処理
- 5 実 施 細 目

II 使用の申込みおよび契約

- 6 需給契約の申込み
- 7 認証情報の管理および保管
- 8 需給契約の成立および契約期間
- 9 需 要 場 所
- 10 需給契約の単位
- 11 供 給 の 開 始
- 12 需給契約書の作成

III ガス料金の算定および支払い

- 13 ガス料金の適用開始の時期
- 14 検 針 日
- 15 ガス料金の算定期間

- 16 使用量の算定
- 17 ガス料金の算定
- 18 ガス料金の支払義務および支払期日
- 19 ガス料金その他の支払方法
- 20 遅延利息

IV 使用および供給

- 21 適正契約の保持
- 22 供給ガスの熱量，圧力および燃焼性
- 23 供給または使用の制限等
- 24 供給の制限等の解除
- 25 需要場所への立入りによる業務の実施
- 26 損害賠償および債務の履行の免責

V 契約の変更および終了

- 27 需給契約の変更
- 28 名義の変更
- 29 需給契約の廃止
- 30 解約等
- 31 需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け
- 32 需給契約消滅後の債権債務関係

VI 供給方法, ガス工事および工事費の負担

- 33 供給方法およびガス工事
- 34 工事費負担金等相当額の申受け等

VII 保安

35 供給施設の保安責任

36 周知および調査義務

37 保安に対するお客さまの協力

38 お客さまの責任

39 供給施設等の検査

40 消費段階におけるガス事故の報告

VIII その他

41 準拠法

42 管轄裁判所

43 信用情報の共有

44 反社会的勢力の排除

附則

I 総則

1 適用

- (1) この1アカウントガス需給約款（以下、「ガス需給約款」といいます。）は、ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下、「MGE」といいます。）が、一般ガス導管事業者の維持および運用する供給設備を介して行うガス小売供給について、共通して適用される基本的な供給条件を規定したものであって、弊社がMGEによるガス小売供給契約の締結の取次ぎをしたときに適用されるものです（締結される当該ガス小売供給契約につき、以下「需給契約」といいます。）。
- (2) お客さまおよび弊社は、ガス需給約款に定められた事項を遵守するものとします。
なお、ガス料金については、弊社が別に定める主契約料金表（以下「料金表」といいます。）によります。また、このガス需給約款に定めのある事項について、料金表に定めのある場合は、料金表によるものとしたします。
- (3) ガス需給約款に基づくガス小売供給の対象は、他のガス小売事業者から弊社へのガス小売供給契約の切り替えを行われるお客さまに限るものとします。新築、転居等に伴う新規の開栓申込みにつきましては、ガス需給約款に基づくガス小売供給の対象外となります。
- (4) お客さまは、需給契約を締結するために、ワンアカウントを作成または保有するにあたり、弊社が別途定める「GMO One Account 利用規約」に従うものとします。
- (5) お客さまは、弊社が、ガス事業法第14条第2項または第15条第1項の規定に基づく契約締結前交付書面または契約締結後交付書面の交付に代えて、これらの書面に記載すべき事項を、お客さまが登録した連絡先に対

し電子メール（SMSサービスを含みます。）を送信する方法または弊社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）（以下合わせて「電磁的方法」といいます。）により提供することに承諾します。

2 需給約款および料金表の変更

- (1) 弊社は、民法第548条の4の規定にもとづき、ガス需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、変更後のガス需給約款または料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款または料金表によります。
- (2) お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、ガス需給約款または料金表を変更する必要がある場合、弊社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、変更後のガス需給約款または料金表の実施期日以後のガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款または料金表によります。
- (3) 弊社はこの需給約款または料金表を変更する場合、変更後のガス需給約款または料金表の実施期日までに相当な予告期間において、変更後のガス需給約款または料金表の内容を電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。
- (4) ガス事業法施行規則第13条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、弊社は、原則としてその変更の内容のみを電磁的方法によりお客様にお知らせいたします。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 弊 社

GM0 One Account株式会社をいいます。

(2) ワンアカウント

弊社が別途定める「GM0 One Account 利用規約」に基づき提供するシングル・サインオンサービスをいいます。

(3) 熱 量

摂氏 0 度および圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス 1 立方メートルの総熱量をいいます。

お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

(4) 標 準 熱 量

(3)により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(5) 最 低 熱 量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

(6) 圧 力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(7) 最 高 圧 力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(8) 最 低 圧 力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(9) ガ ス 工 作 物

ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(17)までの設備は全て「ガス工作物」にあたり

ます。) 。

(10) 供 給 施 設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(11) 本 支 管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次のいずれにも該当する私道に埋設する導管については、将来弊社が当該設備の変更や修繕を行なうことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除き、本支管として取り扱います。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

ロ 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。

ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。

ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他、弊社が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること。

(12) 供 給 管

本支管から分岐して、お客さまが所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(13) 内 管

(10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(14) ガス遮断装置

危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいいます。

(15) 整 圧 器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(16) 昇圧供給装置

ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(17) ガスメーター

料金算定の基礎となるガス量を計量するために用いられる計量器をいいます。

(18) マイコンメーター

マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。

(19) メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

(20) ガ ス 機 器

ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

(21) ガ ス 工 事

供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(22) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率には消費税等相当額を含み、基準単価には消費税等相当額を含みません。

(23) 消 費 税 率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(24) ガ ス 料 金

お客さまと弊社とのガスの需給契約にもとづいて計算される料金をいいます。

4 単位および端数処理

- (1) ガスの使用量（以下、「使用量」といいます。）の単位は、立方メートルとします。
- (2) ガス料金その他の計算における基本料金，従量料金および合計金額の単位は 1 円とし，その端数は切り捨てます。

5 実 施 細 目

ガス需給約款および料金表の実施上必要な細目的事項は，ガス需給約款および料金表の趣旨に則り，その都度お客さまと弊社との協議によって定めます。なお、お客さまには、必要に応じて、一般ガス導管事業者と別途協議を行っていただくことがあります。

Ⅱ 使用の申込および契約

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが弊社と需給契約を締結するためには、ワンアカウントを作成または保有しなければなりません。
- (2) お客さまが新たに需給契約を希望される場合は，あらかじめガス需給約款および料金表を遵守することを承諾のうえ，弊社所定の様式を用いて申込みをしていただきます。
- (3) お客さまは、(2)の申込手続きを完了した場合、当該申込みにつき申告した情報が真実かつ正確であることを表明および保証したものとみなし

ます。

- (4) お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。

なお、弊社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、弊社およびMGEが当該一般ガス導管事者および託送供給依頼者に提供すること。

ハ ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、弊社およびMGEが当該一般ガス導管事業者および託送供給依頼者から提供を受けること。

- (5) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

- (6) お客さまの(2)の申込内容に誤りがある場合には、弊社から申込内容の訂正をお願いすることがあります。お客さまにより訂正がなされない場合や訂正が不可能な場合には、その申込みをお断りすることがあり、また、需給契約の締結後であっても、お客さまにより訂正がなされない場合には、需給契約の解約事由となります。なお、本号に基づいて、申込みのお断り、または、需給契約が解約された場合には、契約成立特典等は付与されません。また、申込内容に誤りがある場合に需給開始の遅延、契約の不成立、またはその他不利益が生じた場合であっても、弊社はその責任を一切負いません。

- (7) 弊社は、お客さまからの申込内容に基づき、本人確認を行う場合があります。

7 認証情報の管理および保管

- (1) お客さまは、弊社がウェブサイト上に掲載したログインページにおいてサインオンする本人認証を行うためには、ワンアカウントを保有しな

ければなりません。

- (2) お客様は、自らの責任において、ワンアカウントに係る認証情報が第三者に利用されることを防止するため、これらの認証情報につき善良な管理者の注意を持って、厳重に管理および保管するものとします。
- (3) お客様の認証情報が利用された場合、お客様ご自身が当該行為を行ったものとみなします。お客様の認証情報が第三者に使用されたことによってお客様に生じた結果については、お客様が全ての責任を負うものとします。ただし、弊社の故意または過失により、お客様ご自身以外の第三者が本人の認証情報を利用した場合はこの限りではありません。
- (4) お客様は、自己の認証情報の盗難、紛失または漏えい等によって、ご自身以外の第三者に利用されるおそれのある場合は、その旨を直ちに弊社に連絡するとともに弊社の指示に従うものとします。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを弊社またはMGEが承諾したときに成立いたします。

ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等のやむをえない理由によってガスを供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約成立日から開始し、ガス小売供給を開始した日（原則としてガス料金適用開始の日）から起算して1年間後の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先立ってお客様または弊社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

この場合、弊社は、原則として継続後の契約期間のみをお客様にお

知らせいたします。

9 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

10 需給契約の単位

弊社は、原則として、1 需要場所について 1料金表を適用して、1 需給契約を結びます。

11 供 給 の 開 始

- (1) 弊社またはMGEは、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

12 需給契約書の作成

弊社は、ガスの供給に関する必要な事項について、特別の事情がある場合を除き、需給契約書を作成しないものとし、お客さまはこれに承諾するものとします。

Ⅲ ガス料金の算定および支払い

13 ガス料金の適用開始の時期

ガス料金は、供給開始の日から適用いたします。

14 検 針 日

検針日は、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検針を行なう日としてあらかじめ定めた日といたします。

15 ガス料金の算定期間

ガス料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、検針期間内にガスの供給を開始した日または需給契約が消滅した日のガス料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日までの期間または需給契約の消滅日の直前の検針日の翌日から需給契約の消滅日までの期間といたします。

16 使用量の算定

- (1) ガス料金の算定期間の使用量は、お客さまに係る払出地点について、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量といたします。

なお、託送約款等に定めるところにより検針または算定されたガス量が見直された場合、弊社またはMGEは、見直し後の使用量によって精算いたします。

- (2) 弊社またはMGEは、当該一般ガス導管事業者から受領した検針の結果等を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) メーターの故障等によって使用量を正しく計量できなかった場合には、使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと弊社またはMGEとの協議 によって定めます。

17 ガス料金の算定

- (1) ガス料金は、次のいずれかの期間が含まれる場合および下記の(2)の場合を除き、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
イ ガスの供給開始日、または需給契約の消滅日が含まれる検針期間。

- ロ 適用される料金表を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合の当該変更日が含まれる検針期間。
- (2) 弊社は、次の場合には、ガス料金の算定期間の日数に応じて、日割計算により算定いたします。ただし、弊社の都合で検針期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
 - イ 検針期間が24日以下または36日以上となった場合。
 - ロ 新たにガスの使用を開始した場合で、ガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合。
 - ハ 29（需給契約の廃止）の規定により需給契約の廃止を行った場合で、ガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合。
 - ニ 30（解約等）および23（供給または使用の制限等）(1)の規定によりガスの供給を停止した場合で、ガス料金の算定期間が29日以下または36日以上となった場合。
 - ホ 23（供給または使用の制限等）(2)の規定によりガスの供給を中止した日またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、ガス料金の算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (3) ガス料金は、需給契約ごとに当該主契約料金表のガス料金を適用して算定いたします。

18 ガス料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日とします。ただし、16（使用量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用量が協議によって定められた日とします。また、需給契約が終了した場合は、終了日とします。
- (2) お客さまへのご請求は、支払義務が発生する月の翌月に行います。ただし、やむをえない場合はこの限りではありません。
- (3) 弊社は、料金その他の請求額を、弊社が設置したウェブサイト（請求額

に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのウェブサイトを行います。)に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、弊社はウェブサイト請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものとします。

- (4) お客さまは、(3)にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を弊社に要求することができます。この場合、お客さまは弊社が別に定める手数料を支払うことを要します。
- (5) お客さまのガス料金は、弊社が請求を行った翌月の末日(以下「支払期日」といいます。)までに支払っていただきます。
- (6) 支払期日は、弊社、クレジット会社が指定する日とします。
- (7) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、弊社は支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。
- (8) 弊社は、お客さまにお支払いいただいた料金に過不足があることが判明した場合、使用量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に料金と精算いたします。

19 ガス料金その他の支払方法

- (1) ガス料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じて原則として以下のイによりお支払いいただきます。ただし、料金がクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払込まれなかった場合等特別の事情がある場合には、以下のロによりお支払いいただきます。
- イ お客さまが弊社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により弊社が

指定した金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を弊社が別途指定した方法によりお支払いいただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合を除き、弊社は、原則として、請求に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を申し受けます。

(3) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに弊社に対するお支払いがなされたものとします。

イ (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により弊社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金が弊社が別途指定した方法により支払われたとき。

(4) 弊社は、(1)にかかわらず、弁護士もしくは弁護士法人または弊社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに弊社に対するお支払いがなされたものとします。

(5) お支払いいただいた料金は、支払義務の発生した順序で充当します。

(6) 工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときのお支払いにともなう手数料等の費用は、お客さまの負担とします。

(7) 弊社は、領収書および支払証明書は、発行しないものとします。

(8) お客さまが請求書の郵送を希望する場合、500円(税別)/月の手数料を申し受けます。

(9) お客さまが供給の一時停止等、転出を伴わない閉栓および再開栓を希望する場合、5,000円(税別)の閉開栓手数料を申し受けます。

20 延 滞 利 息

(1) お客さまがガス料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間については、366日当たりの割合とします。）を乗じて算定して得た金額とします。

なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払義務が発生するガス料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅳ 使用および供給

21 適正契約の保持

弊社またはMGEは、需給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまはすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

22 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

(1) MGEは、料金表に定める熱量、圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。

なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法

令によって決められるものです。

- (2) MGEは、料金表に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (3) (1)に定めるガスの熱量等または(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが弊社またはMGEの責めとならない理由によるものであるときには、弊社またはMGEは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

23 供給または使用の制限等

- (1) 弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限または中止（以下「制限等」といいます。）することがあります。この場合、弊社またはMGEが損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

イ 25（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者の係員の行なう作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合。

ロ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合。

ハ お客さまがガス工作物を故意にまたは重大な過失により損傷し、または亡失させた場合。

ニ 37（保安に対するお客さまの協力）(5)および38（お客さまの責任）(4)に反した場合。

ホ その他ガス需給約款または料金表に反し、その旨を警告しても改めない場合。

- (2) 弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただくことがあります。

イ 災害等その他の不可抗力による場合。

ロ ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合。

ハ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合。

ニ 法令の規定による場合。

ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合。

ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合。

ト その他保安上必要がある場合。(39[保安に対するお客さまの協力](4)の処置をとる場合を含みます。)

(3) 弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、(1)または(2)によりガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。

(4) (1)または(2)により弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者がガスの供給を制限等し、またはお客さまに使用を制限等していただく場合は、その制限等に関する照会は、弊社に申し出ていただきます。

24 供給の制限等の解除

(1) 23(供給または使用の制限等)(1)によって弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者がガスの供給を制限等した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したことを弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者が確認できたときは、当該一般ガス導管事業者が承諾した後、弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者により供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

(2) 23(供給または使用の制限等)(1)の制限等および(1)の供給の再開に要する費用は、その供給の再開に先立って申し受けます。

25 需要場所への立入りによる業務の実施

弊社、MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく

ことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) その他ガス需給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に
必要な業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

26 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般ガス導管事業者が託送供給を制限等した場合で、それが弊社またはMGEの責めとならない理由によるものであるときには、弊社またはMGEは、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の不履行に関する責めを負いません。
- (2) 23（供給または使用の制限等）または30（解約等）によってガスの供給を停止した場合、需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、弊社またはMGEは、当該停止、解約または消滅によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) ガス漏れその他の事故が生じた場合で、それが弊社またはMGEの責めとならない理由によるものであるときには、弊社またはMGEは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等その他不可抗力によってお客さままたは弊社が損害を被った場合、弊社またはお客さまはその生じた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) お客さまの故意または過失によって、MGEが当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けた場合は、弊社またはMGEは、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

- (6) 弊社がお客さまに生じた損害について賠償の責めを負う場合であっても、弊社が賠償する責任の範囲は、弊社に故意または重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害に限り、特別の事情によって生じた損害（逸失利益を含みます。）は弊社が当該事情を予見すべきかどうかを問わず責任を負いません。

V 契約の変更および終了

27 需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、原則として弊社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。

弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率に基づきガス需給約款を変更します。

28 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの弊社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。なお、

原則として弊社所定の様式によって届出をしていただきます。変更の適用日は、弊社が変更を承諾したのちに到来するガスの検針日等とします。

29 需給契約の廃止

(1) お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、その廃止期日の10営業日前までに弊社に通知していただきます。弊社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に供給を終了させるための適した処置を行います。なお、その際、弊社は必要に応じて、本人確認を実施することがあります。

(2) 需給契約は、30（解約等）および次の場合を除き、お客さまが弊社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 弊社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が廃止されたものといたします。

ロ 弊社の責に帰することのできない事由により弊社が供給を終了させるための処置ができない場合には、需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 弊社との需給契約を廃止し、他のガス小売事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続きガスを使用される場合は、お客さまと弊社との協議によって定めた日に需給契約が消滅するものといたします。

ニ お客さまが廃止期日の10営業日前までに通知されなかった場合は、需給契約はガスの供給を廃止させる処置が完了した日に終了するものとします。

30 解 約 等

(1) 弊社は、次の場合には、ガスの小売営業に関する指針（経済産業省）に基づき需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたし

ます。

イ 23（供給または使用の制限等）(1)によってガスの供給を制限等されたお客さまが弊社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合。

ロ 支払期日を14日経過してもお客さまが料金を支払われない場合。

ハ お客さまが弊社との他の契約（電気の需給契約を含みます。また、既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払われない場合。

ニ お客さまがガス需給約款によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他ガス需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。

ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合。

ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合。

ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合。

チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合。

リ お客さまがガス需給約款または料金表の適用を受けられなくなった場合。

ヌ ワンアカウントを解約または喪失した場合。

(2) お客さまが、29（需給契約の廃止）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転する等、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、ガスを使用していないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

(3) (1)によって、弊社が需給契約を解約する場合には、需給契約の解約の日に供給を終了するための処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行ないます。

31 需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け

お客さまが29（需給契約の廃止）により需給契約を廃止する場合または弊社が30（解約等）により需給契約を解約する場合には、弊社は、需給契約の廃止または解約に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の消滅日を含むガス料金の算定期間のガス料金の支払期日までに、当該ガス料金とあわせて支払っていただきます。

32 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，ガス工事および工事費の負担

33 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

34 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、弊社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相

当額として原則として工事着手前に申し受けます。

- (2) 当該一般ガス導管事業者から、(1)の工事等の完成後、当該工事費負担金等相当額等に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、弊社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。

Ⅶ 保 安

35 供給施設の保安責任

お客さまは次の事項を承諾するものいたします。

- (1) 内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる 3（定義）（10）の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

なお、お客さまの承諾がえられないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は賠償の責めを負いません。

- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査いたします。

なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

36 周知および調査義務

- (1) MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) MGEは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、MGEは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) MGEは、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところによりふたたび調査いたします。

37 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまにMGEまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。
なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、35（供給施設の保安責任）(3)および36（周知および調査

義務) (2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

- (4) MGEまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、弊社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (6) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) 定期調査、定期通知、開閉栓作業および当該一般ガス導管事業者より連絡があった際の消費機器の事故対応については、弊社の委託先が行います。

38 お客さまの責任

お客さまは次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、36（周知および調査義務）(1)により弊社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめMGEの承諾をえていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、

安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）はお客さまに負担していただきます。

- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。

ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。

ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。

ホ 当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。

- (5) お客さまは、お客さまの所有または占有するガス工作物に関してガス事業法第62条が定める次の事項を遵守するものいたします。

イ お客さまは当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。

ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと。

ハ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること。

39 供給施設等の検査

お客さまは次の事項を承諾するものいたします。

- (1) お客さまは、弊社を通じて当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量

法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

- (2) 弊社は、当該一般ガス導管事業者が(1)に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまに負担していただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)に規定する検査を行なった場合には、その結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行なう場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることもできます。

40 消費段階におけるガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を託送供給依頼者およびMGEへ提供することについて、承諾するものといたします。

VIII そ の 他

41 準 拠 法

ガス需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

42 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所といたします。

43 情報の共有

弊社は、お客さまが30（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、MGEおよび他の小売事業者に提供することがあります。

44 反社会的勢力の排除

(1) お客さまは、需給契約の成立時および将来にわたって、自己が以下イからへまでに定める者（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日 法律第七十七号。その後の改正を含む。）第2条において定義されるもの。）

ロ 暴力団の構成員（準構成員を含み、以下同じ。）、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

ハ 暴力団関係企業またはイからへまでに定める者が出資者もしくは業務執行について重要な地位にある団体もしくはこれらの団体の構成員

ニ 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団
またはこれらの団体の構成員

ホ 暴力団または暴力団の構成員と密接な関係を有する者

ヘ 前各号に準ずる者

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行なわないことを表明していただきます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任をこえた不当な要求行為

ハ 脅迫的な言動（お客さままたはお客さまの関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みます。）をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ 上記各号に準ずる行為

(3) 弊社は、お客さまが(1)または(2)に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに需給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。また、かかる解約は弊社のお客さまに対する損害賠償の請求を妨げないものいたします

附 則

1 実 施 期 日

この需給約款は、2026 年 10 月 1 日から実施します。